

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

# 静岡県選挙管理委員会

# 告 示 番 号 :

四



# 最高裁判所判事 たか す じゅん いち 高須順一

昭和三年一〇月九日生

略  
歷



最高裁判所判事  
　　おき　の

昭和三九年一月一二日生

表半官としての心構え  
制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたい、と思つております。

大蔵府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一条二三号との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷判決

国家公務員宿舍の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する國の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決

令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法一四条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であつたとの意見を付した。

三 令和七年一二月二二三日 第二小法廷決定

三〇〇年	四月	法政大学大学院法務研究科長
元年	五月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二年	六月	日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
二年	一月	最高裁判所民事規則制定諮詢委員会委員
六年	四月	公益財団法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評価委員会委員
七年	三月	最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判		
一	令和七年六月二三日	第二小法廷決定

昭和六三年	四月	弁護士登録（東京弁護士会）
昭和六二年	四月	法政大学法学部非常勤講師
昭和六一年	四月	法政大学大学院法務研究科教授
昭和二八年	一月	法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
昭和二八年	六月	公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事
昭和二九年	一月	東京都幕館団生主（春日部高校）法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。
昭和二九年	六月	平成

# 告 示 番 号 :

略  
歷



# 最高裁判所判事 おきのまことみ 沖野眞巳

昭和三九年一月一二日生

裁判官としての心構え  
最高裁判所の役割を念頭に  
的に向き合い、何が法である  
最高裁判所に対する信頼に応

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や、主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に心をこめておきたいと思います。

最高裁判所裁判官の国民審査は、裁判官が職務に適切な人物かどうか、国民が意思表示をする制度です。

# 投票日・2月8日(日)



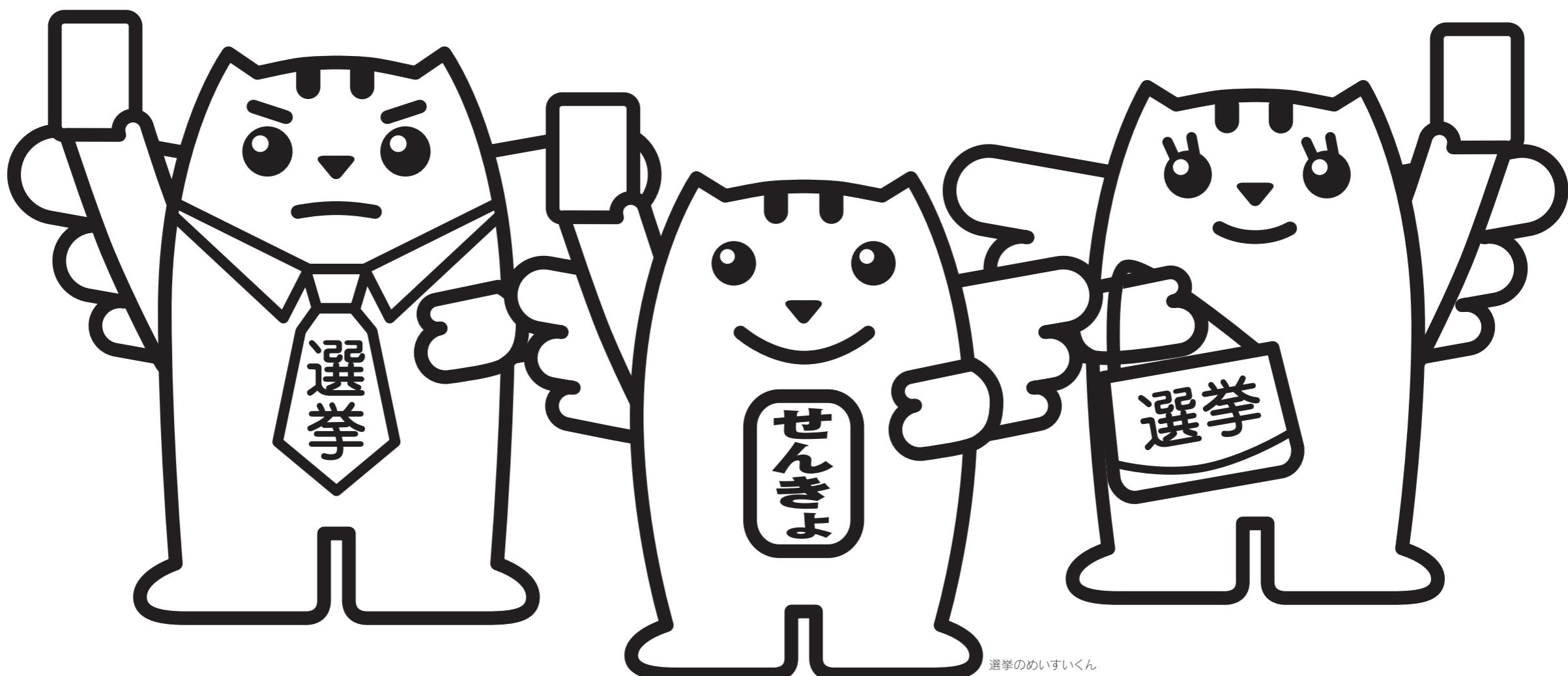
期日前投票/2月7日(土)まで

投票時間は原則として午前8時30分から午後8時まで

※国民審査の期日前投票は、2月1日(日)からとなります。

# 最高裁判所裁判官 国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、  
裁判官が職務に適切な人物かどうか、  
国民が意思表示をする制度です。



選挙のめいすいくん

# 投票日は2.8

SUN

【投票時間】午前7時から午後8時まで（一部地域を除く）

期日前投票 2月7日(土)まで 投票時間は原則として午前8時30分から午後8時まで

投票の詳細につきましてはお住まいの市区町の選挙管理委員会にご確認ください。

※国民審査の期日前投票は、2月1日(日)からとなります。